

国立大学法人富山大学職員の新型コロナウイルス感染症に係る業務従事者に対する一時金支給に関する規則

令和2年4月21日制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学において、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の業務に従事する職員に対し、一時金の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(適用職員)

第2条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則、国立大学法人富山大学契約職員就業規則、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則、国立大学法人フルタイム再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則、国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則が適用される職員に適用する。

(一時金)

第3条 新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の業務に従事した職員に対して、相当の期間にわたる繁忙、かつ、困難な業務に精励したことを鑑みて、適用就業規則に関わらず、一時金として20,000円を支給する。

2 一時金は、業務の従事回数や時間、困難の程度等に関わらず、1回のみ支給する。

(対象者の決定方法)

第4条 支給対象者は、支給対象者の部局等の長が推薦し、学長が決定する。

(一時金の支給)

第5条 一時金は、学長が決定したのち支給する。

(雑則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月22日から施行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号）の規定に基づく期間までとする。